

#### 第4回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：平成28年8月22日（水）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館2階会議室

##### （事務局）

それでは、ただいまから第4回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、公益側委員の永井委員が欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

また、第1回の本審議会におきまして、「異議申出に関する審議」については、非公開とすることが決定しておりますが、本日それ以外の審議については、公開となっております。なお、特定最低賃金改正の必要性審議等の傍聴希望の申出はありませんでしたので、併せてご報告いたします。

また、本日、報道機関1社、1名の方が後半の必要性審議等について傍聴したいという申し出があり、入室予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、以後の議事進行は会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

##### （会 長）

ご苦労さまです。では、議事に入りましょう。

まず議題（1）異議の申出について審議に入りましょう。事務局から説明をお願いいたします。

##### （室 長）

それでは異議の申出についてご説明申し上げます。

去る8月2日付けで答申を頂きました新潟県最低賃金の改正につきまして、別添異議申出資料P1からP28のとおり、17件の異議申立がございました。委員の皆様には、これらの申出書を事前にお送りしましたので、内容をご確認いただいていると存じます。

まず最初に別添のP1で申出人は新潟県労働組合総連合議長佐藤一弥氏でございます。申出内容は、

1. 2016年の新潟県の最低賃金、1時間753円との金額については不服です。
2. 新潟県最低賃金は、新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1,000円以上に引き上げるべきです。

としております。

理由につきましては、各々項目にありますように、

第1 政労使で合意した最賃1,000円実現のプロセスよりも後退する。

第2 地域格差がさらに拡大する。

第3 生計費原則の最低賃金とは程遠い

第4 大企業の社会的責任の放棄を放置している。

第5 国民本位に景気を回復し、新潟県の地域経済を立て直すためにも大幅引き上げが必要である。

第6 審議会委員・専門部会委員の公正任命と審議の全面的な公開をすべきである。

と述べております。

以下3ページから27ページの異議の申出書は、新潟県労働組合総連合関係の労働組合から提出されたものです。その内容につきましては、今ほど読み上げました新潟県労働組合総連合議長の主張と同じため、申出された組合名のみを読み上げさせていただきます。

P 3 全日本建設交運一般労働組合新潟県本部

P 4 自治労連 新潟県公務公共一般労働組合

P 5 新潟県農協労働組合連合会

P 7 新潟県農協労連青年部

P 9 新潟地域農協労働組合

P 11 新潟県農協関連臨時パート労働組合

P 13 柏崎農業協同組合労働組合

P 15 えちご上越農協労働組合

P 17 生協労連コープネットグループ労働組合

P 19 福祉保育労働組合新潟地方本部ほなみの里労働組合

P 21 新潟医療生協労働組合

P 23 新潟地区労働組合総連合

P 24 中越地区労働組合総連合

P 26 新潟県農協県連労働組合

P 27 糸魚川地区労働組合連合

となります。

続きまして28ページ、申出人はえちごユニオン執行委員長小山一朗氏です。

申出内容を要約しますと、「最低賃金は少なくとも倍増が必要であり、当面、時給1,200円の実現が必要」とし、「労働基準法第1条、労働条件は、労働者が人たるに値する生活

を営むための必要を充たすべきものでなければならない。との規定から、今回の答申は、一定の引き上げ努力は認めるものの、非正規労働者が増大する中で、貧困と格差の拡大を改善するまでには至らない。現状の最低賃金水準では、憲法 25 条が規定する生存権が脅かされる。」と主張されております。

関連して、資料No.3、8ページから10ページに「新潟県労働組合総連合」及び「地域合同労働組合えちごユニオン」の異議申立の新聞記事を参考に添付させていただきました。

それでは、異議申出につきまして、局長から諮問させていただきます。局長お願いします。

これから委員の皆様にも、諮問文の写しを配付させていただきます。

(会 長)

ただいま、局長から最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問を受けました。これについて、皆様からご審議をいただきたいと思っております。

意見を伺わせていただきます。では労働者側委員、意見をお願いいたしましょう。

(諸橋委員)

今回の異議申し出につきましては17件ということで、ここ2年くらい二桁の異議申し出が出ておりますけれども、中身につきましては、これまでの専門部会、本審等で審議した内容でございますので、特段再審議する必要はないかと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。

次に、使用者側委員、意見をお願いいたしましょう。

(佐藤委員)

先日の答申内容につきましては、慎重かつ真摯に審議してまいりました結果ですので、先日の答申どおりでよろしいかと思っております。

(会 長)

そのほか、意見ありますか。よろしいでしょうか。

では、平成28年8月2日付の答申は、審議を十分に尽くした結果でありますので、8月2日付答申どおり決定することが相当である旨決議をしたいと思っておりますが、よろしいでし

ようか。

(各委員)

異議なし

(会 長)

異議なしの声があがりました。では、そのとおり決議いたします。

事務局、答申文の準備できていますか。

(室 長)

それでは答申文を読み上げさせていただきます。

平成 28 年 8 月 22 日

新潟労働局長 梅澤眞一 殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 村山六郎

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 28 年 8 月 22 日貴職から、8 月 2 日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙のとおり合計 17 件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において内容及び理由について慎重に審議した結果、以下の結論に達したので答申する。

記

平成 28 年 8 月 2 日付答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

それでは答申に移らせていただきます。

(会 長)

早速ですが、答申いたします。よろしくどうぞ。

次に議題（2）「特定最低賃金改正の必要性について」に移ります。冒頭お話しがあり

ましたように、報道機関1社が入室されますので、事務局よろしく申し上げます。

それでは「特定最低賃金改正の必要性につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(室 長)

まず、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「新潟県各種商品小売業」及び「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」の3業種につきまして、特定最低賃金改正の申出がありましたことをご報告させていただきます。また、各申出書を審査いたしましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので受理いたしました。

したがって、これから改正の必要性について局長から諮問させていただきます。

それでは写しを配付させていただきます。

(会 長)

ただいま、既存の3業種にかかる特定最低賃金の必要性について諮問を受けたところであります。関連いたします資料につきまして、事務局説明をお願いいたします。

(室 長)

お手元の資料をご覧くださいと思います。

資料No.1でございますが、これは提出されました特定最低賃金の改正申出書の写しでございます。1ページから2ページが「新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業」、3ページから4ページが「新潟県各種商品小売業」、そして5ページから6ページが「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」の3業種となっております。また、ここには添付してございませんが、いずれもこの人数を証明する添付資料がついております。

資料No.2、7ページをご覧くださいと思います。事業所センサスを基に、「最低賃金基礎調査」の結果等により修正を加え、それぞれの特定最低賃金の業種に關します適用労働者数及びそれぞれの産別で規程しております除外労働者数から基幹的労働者数（a）を算出しております。これに対しまして資料No.1の各々の申出書に記載のあります人数の申出（b）があったということになります。

資料No.2、7ページの右端の欄の数字を見ていただきますと、電子部品では35.7パーセント、各種商品小売業では81.9パーセント、自動車、自動車部分品小売業では40.2パー

セントの方々の申出となっております。申出につきましては、3分の1以上という規定がございますので、3業種ともそれぞれ3分の1以上の方々から申出があったということで、基準を満たしているということをご確認いただければと思います。

以上、簡単でございますが、資料No.1から2の説明とさせていただきます。

(会 長)

ただいまの必要性の諮問及び関連資料につきまして、ご質問等ありましたらどうぞ。よろしいですか。では、必要性について審議をいたしましょう。

まず、労働者側からご意見がありましたらどうぞ。

(諸橋委員)

はい。これまで3業種につきましては、関係労使のイニシアチブによって決めてきたところでございますので、例年どおり、審議方をよろしくお願いいたします。

(会 長)

他よろしいですか。

では次に使用者側からご意見を伺いましょう。

(佐藤委員)

これまでの関係業界の労使関係に鑑みまして、審議することについては必要性ありと考えております。

(会 長)

よろしいですか。

では、3件の特定最低賃金につきまして、それぞれ改正の必要性がありということで労使意見が一致したということでよろしいですね。

(各委員)

異議なし

(会 長)

ありがとうございます。異議なしとのことですので、改正決定の必要性を認める旨、答

申すことにいたしましょう。

事務局、答申文の準備をお願いいたします。

(室 長)

答申文を読み上げさせていただきます。

平成 28 年 8 月 22 日

新潟労働局長 梅澤眞一 殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 村山六郎

新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県各種商品小売業最低賃金及び新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 28 年 8 月 22 日付け最低賃金法第 21 条の規程に基づき、貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

改正決定することを必要と認める。

以上でございます。

(会 長)

ただいまのとおり答申いたします。

(室 長)

それでは、ただいまご答申いただきました「新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金」、「新潟県各種商品小売業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正決定につきまして

て、局長から諮問させていただきます。

これから、委員の皆様へ写しを配付させていただきます。

(会 長)

ただいま「新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業指定賃金」、「新潟県各種商品小売業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正決定について、諮問を受けたところでございます。

改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うこととなりますが、その進め方について事務局から説明をいただきますよう。

(室 長)

今後の審議の進め方についてご説明いたします。ただいま、改正決定の必要性ありとの答申をいただきました3業種につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれ専門部会を設置するために、本日、専門部会委員の推薦公示をいたします。推薦期限は9月5日とする予定でございます。専門部会委員を委嘱させていただいた後、日程調整のうえ、9月下旬から10月の第1週に第1回の専門部会を開催できればと思っております。その後、それぞれの専門部会を順次開催させていただきたいと考えております。

(会 長)

ただいまの説明等に、特段のご意見、質問等がありましたらどうぞ。

(室 長)

1点だけ、できれば9月から10月の第1週に、第1回の専門部会を開きたいと思っております。日程調整にもよりますけれども、その辺、お含み置きいただければと思います。

(会 長)

この点は、事務局説明のとおりということではよろしいですか。

(各委員)

異議なし



(会 長)

ではそういたします。次にいきましょう。議題（3）その他についてであります。事務局説明をお願いします。

(室 長)

その他についてということで2点ご説明させていただきます。

1点目は、新潟県最低賃金についてですけれども、本日異議申出に係る答申をいただきましたので、午後官報公示手続に入ります。手続が順調に進みますと、官報公示は9月1日を予定しております。30日後の10月1日に効力発効を予定しておりますことを再度お伝えいたします。

2点目は、本日配付させていただきました、別添資料の異議申出書及び異議の申出に関する諮問文、答申文の写し及び特定最賃改正申出書等の取り扱いについてのお願いです。

異議申出書及び異議申出に係る諮問文、答申文の写し、特定最低賃金改正申出書等には、申出人の個人情報が記載されております。当局では審議会資料や議事録の開示請求があった場合は、今回のように特定の個人を識別することができる情報の部分は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、その部分を不開示情報として黒塗りにしております。つきましては、委員の皆様のお手元にあります本日の資料につきまして、個人に関する情報の部分につきまして、取扱いにご注意をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会 長)

議題（3）につきましても説明につきまして、質疑等ありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、今日の議事すべて終了いたしました。議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から諸橋委員、使用者側から佐藤委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

(諸橋委員)

はい

(佐藤委員)

はい

(会 長)

では議事を事務局へお返しいたします。よろしくどうぞ。

(事務局)

以上をもちまして、第4回新潟地方最低賃金審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

上記のとおり審議が行われ、本議事録の内容に相違ないことを確認し、署名捺印する。

平成 2年 9. 月8 日

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員